

2019年度
旭区民ギャラリー
利用案内

2018年12月

大阪市立旭区民センター

指定管理者 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

運営要綱

1 区民ギャラリーの目的

区内で創作活動をされているアマチュアグループに文化活動の発表の場を提供することにより、区民の文化意識の高揚とコミュニティづくりに資する。

2 区民ギャラリーの設置場所

区民ギャラリーは、旭区民センター1階に設置する。

3 応募作品

絵画、書、版画、手芸、写真、陶芸などの作品とする。

ただし、次の項目を全て満たすものであること。

- ①区役所に設置している展示枠のなかに展示可能なものであること。
- ②区民ギャラリーの目的に沿うものであること。
- ③公序良俗に反するおそれがない作品であること。
- ④政党、政治、宗教等の宣伝啓発及び営業を目的とする出展及び作品でないこと。

4 応募資格

区内に在住又は在勤し、創作活動をされているアマチュアグループとする。

5 利用料

区民ギャラリーの利用料は、無料とする。

6 展示の申込手続

区民ギャラリーの利用を希望する者は、利用申込書を旭区民センター1階事務所窓口
に提出しなければならない。なお、展示期間は、原則として1グループにつき1週間
単位で2週間以内とする。また、区役所及び区民センター業務の都合により、やむを
得ず展示期間の変更を要請する場合がある。

7 審査

旭区民センターは、申込書に基づき利用許可の審査を行う。その際、作品のスナップ写真等必要なものの提出を求めることができる。

8 許可

旭区民センターは、4に示す審査の基準を満たす作品であると判定した場合、申請者に許可書を交付する。

9 許可の取消

旭区民センターは、実際の展示内容が申込内容と異なる等、背信行為があったと認められる場合、許可を取り消すことができる。

10 展示

展示許可を受けた者（以下「展示者」という。）は、利用許可書の許可条件にもとづき、作品を展示する。展示は、すべて申請者の責任において行うものとし、展示枠の鍵の授受、作品の搬入搬出の際には、利用許可書を提示しなければならない。許可を受けた展示期間内（旭区民センター開館時間内）に設置および撤収を行う。

11 損害賠償

展示者は、その責めに帰する理由により区民ギャラリーの全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、原状回復した場合はこの限りでない。

12 確認

展示者は、展示完了時及び搬出完了時には、旭区民センターの確認を受けなければならない。

申込方法

◆2019年度分の申込受付開始

2019年2月25日（月） 午前10時 までに旭区民センター1階事務所へ展示申込書を提出してください。同枠が重複している場合は抽選します。

◆展示条件および備品◆

展示スペース 幅360cm（パネル横2枚分）× 奥行540cm（パネル横3枚分）

展示棚 幅260cm×高さ145cm × 奥行40cm 1台

展示ケース（大） 幅170cm×高さ90cm × 奥行50cm 1台

（小） 幅114cm×高さ90cm × 奥行50cm 2台

展示パネル 180cm×120cm 8枚

※展示場所は1階エントランスホール内ですので、
展示スペースは守って下さい。

◆問 合 せ◆

大阪市立旭区民センター [指定管理者：大阪ガスビジネスクリエイト]

TEL：06-6955-1307